

# 令和8年度静岡県子育てポータルサイト開発等業務委託 企画提案募集要領

## 1 募集の趣旨

県内の子育て支援情報を一元的に発信するポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」が平成23年に構築してから14年が経過。サイトデザインや掲載内容が古く、アクセス数が減少しており、外部有識者からも「観光をはじめとする多様な地域資源を生かしながら、静岡で子育てをするのが楽しいと実感できるような情報発信」をすすめるよう指摘されている。

本業務は、煩雑化する子育てに関する行政支援情報をまとめ、県民が利用しやすいポータルサイトを開発するものである。あわせて、これと連動する「しずおか子育て優待カード」等の管理システムについても、運用の非効率性を解消し、オンライン化による利便性向上とバックヤード業務の効率化を図るものとする。

既存コンテンツの整理に加え、子育ての魅力発信として、地域資源に関する情報発信や、子育て当事者の声を紹介する等、県民が静岡県で子育てをする意欲を喚起することも目的とする。

以上のことから、本業務委託における契約者の選定では、価格要件だけでなく、技術的要素等の評価が重要であるため、企画提案方式を採用する。

この募集要領は、本業務の企画提案への参加資格、応募手続等、企画提案に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項等を示したものである。

## 2 業務の目的

本業務は、単に既存ウェブサイトのデザインやビジュアルを刷新するだけでなく、デジタル技術の活用により子育て世代の利便性を飛躍的に向上させるとともに、関係者のバックヤード業務における生産性の向上（DXの推進）を図ることを目的とする。

具体的には、子育て世代の利用実態に即した「スマートフォンでの利用（スマホファースト）」を最優先の前提とし、本事業に関わる次の4者のステークホルダーそれぞれに対して、明確なベネフィットを提供する仕組みを構築する。

### (1) 県民（子育て世代・一般利用者）へのベネフィット

煩雑化している行政支援情報や地域資源、イベント情報を、スマートフォンからいつでも直感的に、かつ迅速に検索・取得できる環境を提供すること。

現行の「県子育てアプリ」の廃止に伴い、その機能を新ポータルサイトへ一元化し、現在地・条件に連動した協賛店舗・子育て支援のシームレスなマップ検索を実現すること。

### (2) しずおか子育て優待カード事業の協賛店舗・施設へのベネフィット

従来の手作業による店舗情報の新規登録・変更・廃止等の各種申請手続きをオンライン化（Web化）し、事業者の事務負担や手続きに要するタイムラグを大幅に軽減すること。

自店の優待サービスや子育て支援情報を、子育て世代に対してタイムリーかつ効果的に訴求・発信できる環境とすること。

### (3) ふじさんっこ応援隊（子ども・子育てを応援する活動に取り組む団体等）へのベネフィット

地域の多様な地域資源や子育てイベント情報などを、団体自らが直接的かつ簡易にWebシステム上から登録・発信できる仕組みを構築すること。

#### (4) 県（管理者）へのベネフィット

協賛店舗や外部団体からの申請情報を、管理画面上で容易に確認・承認・否認・一元管理できる簡易なワークフローを導入することで、バックヤード業務における二重管理や転記作業等の非効率性を排除し、業務の効率化を図ること。

次年度以降も長期にわたり安定的な運営を継続できるよう、システムの維持・保守管理にかかる県側の運用負荷および経費の低減を両立する構成とすること。

### 3 提案の概要

#### (1) 業務名

令和8年度静岡県子育てポータルサイト開発等業務委託

#### (2) 業務内容等

##### ア 業務内容

##### (7) Web サイト作成及び保守管理

現行のポータルサイト（<https://www.fujisancco.pref.shizuoka.jp/>）内の子育てに関する行政支援情報を整理したうえ、静岡県で子育てをすることの意欲喚起につなげるWebサイト（ポータルサイト）の新規構築を行う。

##### (4) しずおか子育て優待カード等に係るシステムの作成及び保守管理

現行の協賛店舗検索システム（<https://shoushika.pref.shizuoka.jp/>）について、スマートフォン環境に最適化した協賛店舗・子育て支援検索マップ、および店舗・団体等からの申請を受領する協賛店舗登録システムの新規構築を行う。

##### (4) 委託業務の詳細及び提案要素については、別紙の「委託する業務の詳細」による。

##### イ 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県もしくは県が指定したものに無償譲渡するものとする。

##### ウ 秘密保持等

##### (7) 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。

##### (4) 万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

##### (4) 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

#### (3) 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

#### (4) 委託契約の限度額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

構築費及び構築から令和9年3月31日（水）までの保守管理費を含む。

#### (5) 成果品

##### ア 納品物

##### (7) 業務実施報告書 2部（印刷物）

##### (4) 別紙「委託する業務の詳細」にて指定するもの

## イ 提出期限

令和9年3月31日（水）

### (6) 担当部局及び書類提出先等

各種の書類の提出先は次のとおりとする。

名 称：静岡県健康福祉部こども若者局こども未来課

所在地：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

電 話：054-221-3546

電子メール：kodomom@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者を対象とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本県における一般業務委託競争入札参加資格において、「情報システム開発等」の営業種目について競争入札参加資格を有している者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 手続等

### (1) スケジュール

日 付	内 容
令和8年6月4日(木)	公告・企画提案の告知(ホームページでの告知)
令和8年6月10日(水)	質問事項の受付終了
令和8年6月15日(月)	質問に対する回答
令和8年6月22日(月)	参加申込書の受付終了
令和8年6月26日(金)	提案書の提出期限
令和8年7月1日(水)	事前審査結果の通知
令和8年7月7日(火)	選定審査会(プレゼンテーション)
令和8年7月10日(金)	選定結果の通知

### (2) 質問事項の受付・締切りについて

本要領の内容等についての質問は、「質問書」(様式3)により提出すること。

#### ア 提出期限

令和8年6月10日(水)午後5時まで

締切時刻以降の質問については、受け付けない。

#### イ 質疑方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず到達確認を行うこと。

#### ウ 回答期限

回答は、令和8年6月15日(月)までに、質問者に対し電子メールで回答するほか、インターネット(県子ども未来課ホームページ)に掲示する(ただし、個人情報等は除く。)

### (3) 参加申込書の提出

企画提案に応募する場合には、あらかじめ次により参加申込書(様式1)、誓約書(様式1-2)を提出すること。なお、期限までに参加申込書を提出しない場合は、提案書を受付けないので注意すること。

#### ア 提出期限

令和8年6月22日(月)午後5時まで

#### イ 提出方法

持参又は郵送

#### ウ 辞退

提案書の提出後、辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式2)を提出すること。

(4) 提案書の提出

企画提案に参加を希望する者は、以下により提案書等を作成し、提出すること。

ア 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出書類及び提出部数等

提出書類及び提出部数等は以下のとおりとする。

なお、書類は原則A4サイズを基本とし、A3サイズ見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次、参考様式を除いて20ページ以内で作成し、片面印刷にて紙媒体を提出すること。

エ 別に定める選定基準に示す項目を漏れなく記載すること。

オ 提出書類を順に並べ、フラットファイル（背表紙に企画提案者名を記入）に綴じてから提出すること。

提出書類	提出部数
業務企画書（様式4）	原本1部
企画提案書（任意様式）	7部
本業務の責任予定者、担当予定者の略歴等（様式5）	
委託業務見積書（任意様式）	
令和9年度のWebサイト保守管理にかかる参考見積書（任意様式）	
会社概要（任意様式、パンフレット等でも可）	
法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	原本1部

カ 注意事項等

(ア) 書類の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則11ポイント以上とする。

(イ) 提案書の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。

ただし、本業務において公表等で特に必要と認められる場合には、静岡県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(ウ) 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

(エ) 提案書は、返却しない。

(オ) 一法人あたり一提案までとする。

(カ) 提出期限後における提案書の提出、再提出及び差替えは原則として認めない。

キ 提案書内容についての確認

提案書の提出後、電子メール、電話等により、県から提案書の内容等についての確認を求める場合がある。

(5) 事前審査

企画提案者が5者以上となった場合、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から「令

和 8 年度静岡県子育てポータルサイト開発等業務委託企画提案審査委員会」委員長が提出書類を「令和 8 年度静岡県子育てポータルサイト開発等業務委託企画提案審査要領」により書面審査し、評価の高いものから 4 者程度をプレゼンテーション審査対象として選定する。

事前審査の結果は令和 8 年 7 月 1 日（水）までに、辞退者を除く全ての企画提案者に、電子メールで通知する。

(6) プレゼンテーション

ア 日時：令和 8 年 7 月 7 日（火）午後の指定する時間

イ 場所：静岡県庁別館 2 階第 1 会議室 D（静岡市葵区追手町 9-6）

※順番、集合時間・場所等は、辞退者を除く企画提案者各社に別途通知する。

※ 1 者あたりの所要時間：プレゼンテーション 20 分まで

質疑応答 20 分程度

※事務局の用意したプロジェクター、スクリーン（ディスプレイに変更の可能性あり）、HDMI ケーブルを使用できる。（パソコンは企画提案者が用意すること。）

(7) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

(8) 選定

提出された企画提案書に基づき、県職員等で構成される「令和 8 年度静岡県子育てポータルサイト開発等業務委託企画提案審査委員会」が、書面及びプレゼンテーションによる審査で随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の条件等の交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

選定基準は、別添「令和 8 年度静岡県子育てポータルサイト開発等業務委託受託者選定基準」のとおり。

選定結果は、令和 8 年 7 月 10 日（金）に、辞退者を除く全ての企画提案提出者に電子メールで通知する。

また、選定結果の疑義は受け付けない。

(9) その他

ア 適当な企画提案がない場合は、中止又はその他の方法による場合がある。

イ 次の各号いずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

(ア) 提出書類に不足があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合

(イ) 審査委員、県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第 6 条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

(ア) 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式 6）

(イ) 本業務の一部を他の者に行わせ、または当該業務に派遣労働者を関わらせようとする

ときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式7）の写し

## 6 その他

- (1) 原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 委託料の支払  
資金状況を判断し、必要に応じて前金払いをする。
- (3) 提案書の作成において、県より知り得た情報は、他者に漏らさないよう留意すること。
- (4) 関連情報については、以下より入手すること。  
静岡県健康福祉部こども若者局こども未来課ホームページ  
(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukenkou/1082795.html>)

## 委託する業務の詳細

### 1 構築の基本方針等

#### (1) 利用者の視点に立った Web サイト

ユーザビリティに配慮し、ページの切り替えやレスポンスなどの動作は極力速くするとともに、スマートフォンやタブレット端末を含む多様な端末からの利用を前提とした Web サイトとすること。

#### (2) 専門的技術を要しない運用管理の実現

本サイトの運用管理において、コンピュータ等の専門的知識や技術がなくても管理できる優しいユーザインターフェースとし、ページの作成やデータ管理、データの更新などに専門的な知識や技術を極力必要としないシステム（CMS 等）とすること。

また、現行システムにおける課題や運用の非効率性を調査・分析するとともに、オンライン化によって職員および協賛店舗等の事務負担を軽減する新たな業務プロセスを提案し、可能な限り実装すること。

#### (3) セキュリティに十分対応したシステム

安全性は情報システムの重要な性能の一つであるが、一方で、過剰な安全対策を行えば、利用者の利便性が失われ、快適さが低下する。したがって、目的や状況に応じて、守るべき場所、物やデータなどの資産の重要性を明確にし、それぞれにあわせたセキュリティレベルを想定してシステムを構築すること。

なお、セキュリティレベルの想定にあたっては、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の管理基準や ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）等の最新のセキュリティ基準を参照の上、通信の暗号化（TLS1.2 以上）、不正アクセス防止、管理画面への多要素認証（MFA）等の安全対策を講じること。開発完了時には脆弱性診断を実施し、特定された致命的な脆弱性を解消した上で納品すること。

#### (4) 特定の環境に依存しないシステム

一部のブラウザでしか正常に稼働しない等が発生しないよう、特定の環境に依存しないシステムとすること。なお、子育て世代の利用実態に合わせ、スマートフォンやタブレット端末での閲覧・操作性を最優先した UI/UX デザイン（スマホファースト）を標準とし、ウインドウ幅に合わせ、見やすく最適なサイト表示となるよう自動的に切り替わる仕組み（レスポンシブデザイン）を導入すること。

#### (5) 本サイトの主なコンテンツ及び対象範囲

本業務の対象範囲は、現行のサーバー構成（物理環境）を変更しない独立した改修とし、次の3つのドメイン（サイト・システム）とする。

- **子育てポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」**

(<https://www.fujisancco.pref.shizuoka.jp/>)

(<https://www.fujisancco.pref.shizuoka.jp/oentai/>)

- **しずおか子育て優待カード**

(<https://shoushika.pref.shizuoka.jp/>)

本サイトの主なコンテンツは、行政支援情報、県内の子育て関連情報、子育て優待カード事業に係る情報、ふじさんっこ応援隊に係る情報、イベント情報、その他の提案によるものとし、「静岡県での子育てに関する魅力」を効果的に発信する企画・クリエイティブの提案

を含めること。また、「県民（子育て世代）」「協賛店舗・施設」「ふじさんっこ応援隊」「県（管理者）」の4者のステークホルダーそれぞれに最適なサービス・利便性を提供する仕組みとすること。

(6) サイトの構築・管理運営等

- ア 現行サイトのドメインを引き続き使用すること。
- イ 受託者がサーバーを調達すること。なお、サーバーは日本国内のデータセンターに設置することとし、レンタルでも可能とする。
- ウ PCサイトに加え、スマートフォンやタブレットでの閲覧や入力・操作（店舗からのWeb申請等）も対応できること。
- エ 検索エンジンへの対策を考慮した構成、仕組みとすること。
- オ 情報セキュリティ機能として、不正アクセスを防止するためのアクセス制御機能及び暗号化（TLS1.2以上）機能を付与すること。
- カ 閲覧者数や閲覧回数等の基本的なアクセス分析機能を付与すること。
- キ 静岡県ホームページ運用ガイドラインを遵守し、アクセシビリティ・ユーザビリティに配慮したシステム及びデザインとすること。アクセシビリティについては、別添「静岡県アクセシビリティガイドライン」を遵守し、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠させること。納品時まで JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、試験結果を公表可能な形式で納品すること。開発するサイトのデザイン又は構成上、遵守することが困難な達成基準が生じる場合は、あらかじめ静岡県と協議すること。
- ク 障害発生時等においてはデータ復旧が可能となるようにバックアップが行えるようにすること。
- ケ 次年度以降も長期的に Web サイトの運用が出来るよう、運用・保守管理にかかる経費が低減される構成・仕組みとすること（1,600,000円を上回らない範囲とする。）。

(7) 動作保障

ア 管理者環境

県職員、市町、民間団体、および協賛店舗等がウェブブラウザ等を介して簡単に新着情報、イベント、店舗情報等の申請・登録・修正・削除ができるようにすること。また、管理者がそれらの申請を画面上で容易に確認・承認・否認・修正できる簡易なワークフロー機能を実装すること。

イ 一般利用者環境

- (ア) 一般使用者が Web サイトを閲覧・利用（店舗検索・マップ連携機能含む）する環境として、契約時点で最新バージョンの Microsoft Edge、Safari、Chrome での利用を可能とすること。
- (イ) 契約時点で最新バージョンの Windows、MacOS、iOS、Android での閲覧・操作を可能とすること。

## 2 委託する業務

- (1) 現状分析及びあるべき姿の調査・提案
- (2) 各サイト・システムの開発及び実装
- (3) アクセシビリティ及びセキュリティ等の試験実施
- (4) 運用・保守管理に係る経費低減の提案
- (5) 静岡県での子育てに関する魅力を発信するコンテンツの制作・反映
- (6) 広報

### 3 業務内容

#### (1) 現状分析及びあるべき姿の調査・提案に係る業務

現行の3つのサイト・システムの利用実態、および協賛店舗や外部団体等に係る申請・管理等における運用の非効率性を調査・分析すること。

オンライン化による利便性向上とバックヤード業務の効率化(職員および協賛店舗等の事務負担を軽減するワークフロー)に向けた最適な業務プロセスを県に提案し、要件定義を確定させること。

#### (2) 各サイト・システムの開発及び実装に係る業務

上記(1)の提案、および別紙1「サイト構成案」、別紙2「システム改修表」に基づき、以下の開発および実装を行うこと。

- ア 子育て支援情報の発信拠点となる Web サイト作成:子育て世代の利用実態に即し、スマートフォンでの閲覧・操作性を最優先(スマホファースト)としたポータルサイトの再構築を行うこと。なお、現行サイトに存在するイベント情報発信やカレンダー機能等の取り扱い、および最適な情報提供の手法(機能の要否、見せ方、外部連携等)については、上記(1)の現状分析およびターゲットユーザーの利便性を踏まえ、効果的な代替案を含めて受託者の提案に委ねるものとする(「ふじさんっこ」を含むサイト名称の提案も可能)。
- イ しずおか子育て優待カード店舗検索(子育て支援)マップ、登録システムの構築:現在地や条件から、スマートフォン等で即座に協賛店舗や子育て支援設備(授乳室等)を検索できる、外部マップAPI等を活用したマップ機能を実装すること。協賛店舗がWeb上のフォームから新規登録・変更・廃止等の申請を自ら行い、県管理者が画面上で容易に確認、「承認・修正・否認」を一元管理できるバックヤードシステムを構築すること。なお、市町へのスムーズな情報通知や台帳管理のため、管理画面から任意の条件で申請・登録データを抽出できるCSV出力機能等の実装(または代替手段の提案)を想定している。
- ウ ふじさんっこ応援隊の検索、登録システムの構築:民間団体や市町等が自らの子育て支援の取組やイベント情報をWeb上から直接登録・発信できる仕組み、および県管理者がそれらの投稿内容を確認・登録(承認)できる簡易なワークフローを構築すること。また、バックヤード業務における二重管理や転記作業等の非効率性を排除するため、県側での運用上必要となるデータ抽出(CSV出力等)や、効率的なデータ管理機能に係る提案を含めること。

現行サイトからのコンテンツ移行について、受託者は新CMSへのインポート環境等の提供および操作指導を行うものとし、実際の移行対象データの選別・整理・新サイトへの登録作業自体は、原則として県(こども未来課)が実施するものとする。

#### (3) アクセシビリティ及びセキュリティ等の試験実施に係る業務

構築した3つのサイト・システムについて、納品までに次の試験等を実施し、特定された課題・欠陥や脆弱性を解消した上で納品すること。

- ア アクセシビリティ試験: JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、公表用結果ドキュメントを作成・納品すること。
- イ セキュリティ試験:適切なツールまたは手法による脆弱性診断を実施すること。

(4) 運用・保守管理に係る経費低減の提案に係る業務

リニューアル公開後（次年度以降含む）のサイト維持管理、サーバー運用、パッチ適用等について、県側の運用負荷および金銭的コストを最小限に抑えるための具体的な仕組みや経費低減策を提案すること。なお、年間の運用・保守管理費は年額 1,600,000 円（税込）を上回らない構成・仕組みとすること。

(5) 静岡県での子育てに関する魅力を発信するコンテンツの制作・反映に係る業務

「静岡で子育てをすることが楽しい」と当事者が実感できるような地域資源の紹介や、ユーザーの意欲を喚起するためのコンテンツ企画を提案・制作し、新サイトへ反映すること。

(6) Web サイトの公開に合せ、本業務の目的達成に資する効果的な広報方法について提案内容に含めること。なお、本提案については企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と県が提案の内容を基にして、必要な具体の実施内容・条件等の交渉を行うものとする。

#### 4 その他要件等

- (1) 業務遂行上必要となる開発環境、作業場所、その他必要になる環境や人員は、受託者の負担と責任において確保すること。
- (2) 本事業で構築するウェブサイト及びシステムへのアクセスを誘導するため、バナー画像を複数制作すること。なお、県、市町、および関係団体等の外部ウェブサイトからの「リンク用バナー」としての使用を想定し、汎用的な複数サイズに対応したデザインとすること。
- (3) 個人情報、著作権、肖像権の保護に努めること。
- (4) 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。また、本紙に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、静岡県と受託者の協議により決定するものとする。

#### 5 納品

(1) 納品物

- ア Web サイト及びシステム一式（検収完了をもって公開運用が可能な状態であること）
- イ Web システム運用管理・更新マニュアル（データー式）
- ウ アクセシビリティ及びセキュリティ試験に伴う報告書等（データー式）

(2) 納品先

静岡県健康福祉部こども若者局こども未来課

住所：静岡県静岡市葵区追手町9番6号 西館3階